

《厚生年金の最終保険料率が年収の１９％の場合》

【有限均衡方式…９５年間均衡（２００５～２１００年度）】

	ケースⅡ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅡ－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースⅡ－イ 少子化改善	ケースⅡ－ウ 経済好転	ケースⅡ－エ 少子化進行
最終保険料率	１９％	１９％	１９％	１９％	１９％
国庫負担割合	２分の１	２分の１	２分の１	２分の１	２分の１
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（２００８年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （９５年間均衡）	有限均衡方式 （９５年間均衡）	有限均衡方式 （９５年間均衡）	有限均衡方式 （９５年間均衡）	有限均衡方式 （９５年間均衡）
試算結果 ・ 給付水準調整終了年度 ・ 新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時） ・ 給付水準調整割合 （給付水準調整終了時） ・ 国民年金最終保険料 （平成１１年度価格）	２０２５年度 ５２．０％ 《－０．８％》 １１．９％ １６，９００円	２０１８年度 ５４．３％ [＋２．３％] ７．９％ １７，２００円	２０２２年度 ５３．４％ [＋１．４％] ９．５％ １６，９００円	２０２１年度 ５２．９％ [＋０．９％] １０．４％ １７，２００円	２０３１年度 ４８．５％ [－３．５％] １７．８％ １６，８００円

注：所得代替率の欄の《》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅡ）との差を示している。

参考試算〔最終保険料率19%（有限均衡方式・財政均衡期間を95年間（2005～2100年）とした場合）〕

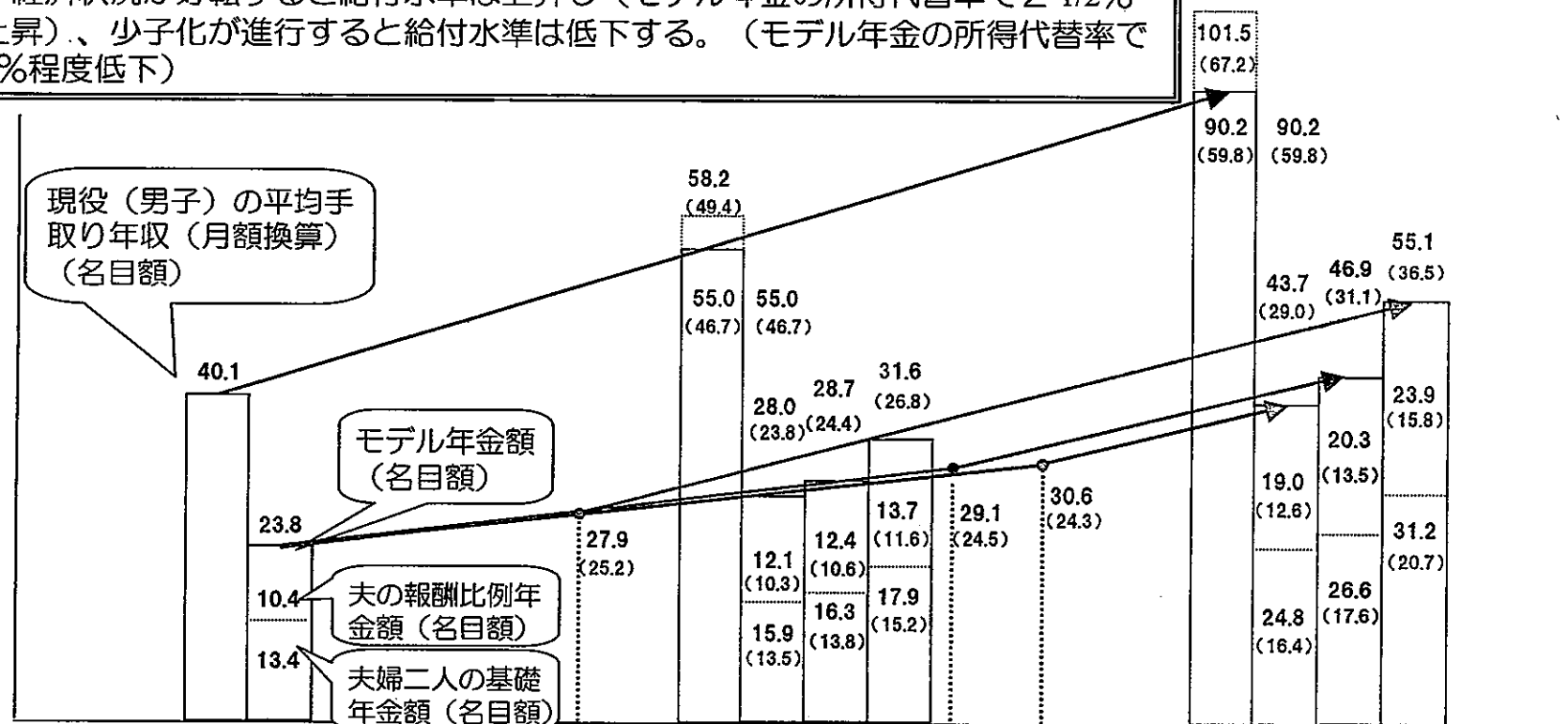
少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整〔将来見通し平均化法並み〕）

○給付と負担の均衡を考える期間を95年間（2100年度まで）に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式（永久均衡方式）に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。（モデル年金の所得代替率が、基準ケースで2%程度上昇）

○社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し（モデル年金の所得代替率で2 1/2%程度上昇）、少子化が進行すると給付水準は低下する。（モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度低下）

緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合
青色・・・基準ケースの場合
赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
（万円）



所得代替率：59.4%
（モデル年金）

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
50.9% 52.2% 54.3%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
48.5% 52.0% 54.3%

《厚生年金の最終保険料率が年収の１８％の場合》

【永久均衡方式】

	ケースⅢ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅢ－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースⅢ－イ 少子化改善	ケースⅢ－ウ 経済好転	ケースⅢ－エ 少子化進行
最終保険料率	１８％	１８％	１８％	１８％	１８％
国庫負担割合	２分の１	２分の１	２分の１	２分の１	２分の１
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2042年度	2031年度	2036年度	2037年度	2051年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	46.8% 《－6.0%》	50.2% [＋3.4%]	49.2% [＋2.4%]	47.6% [＋0.8%]	41.2% [－5.6%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	20.8%	15.0%	16.7%	19.3%	30.2%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	16,500円	16,900円	16,500円	16,900円	16,400円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅢ）との差を示している。

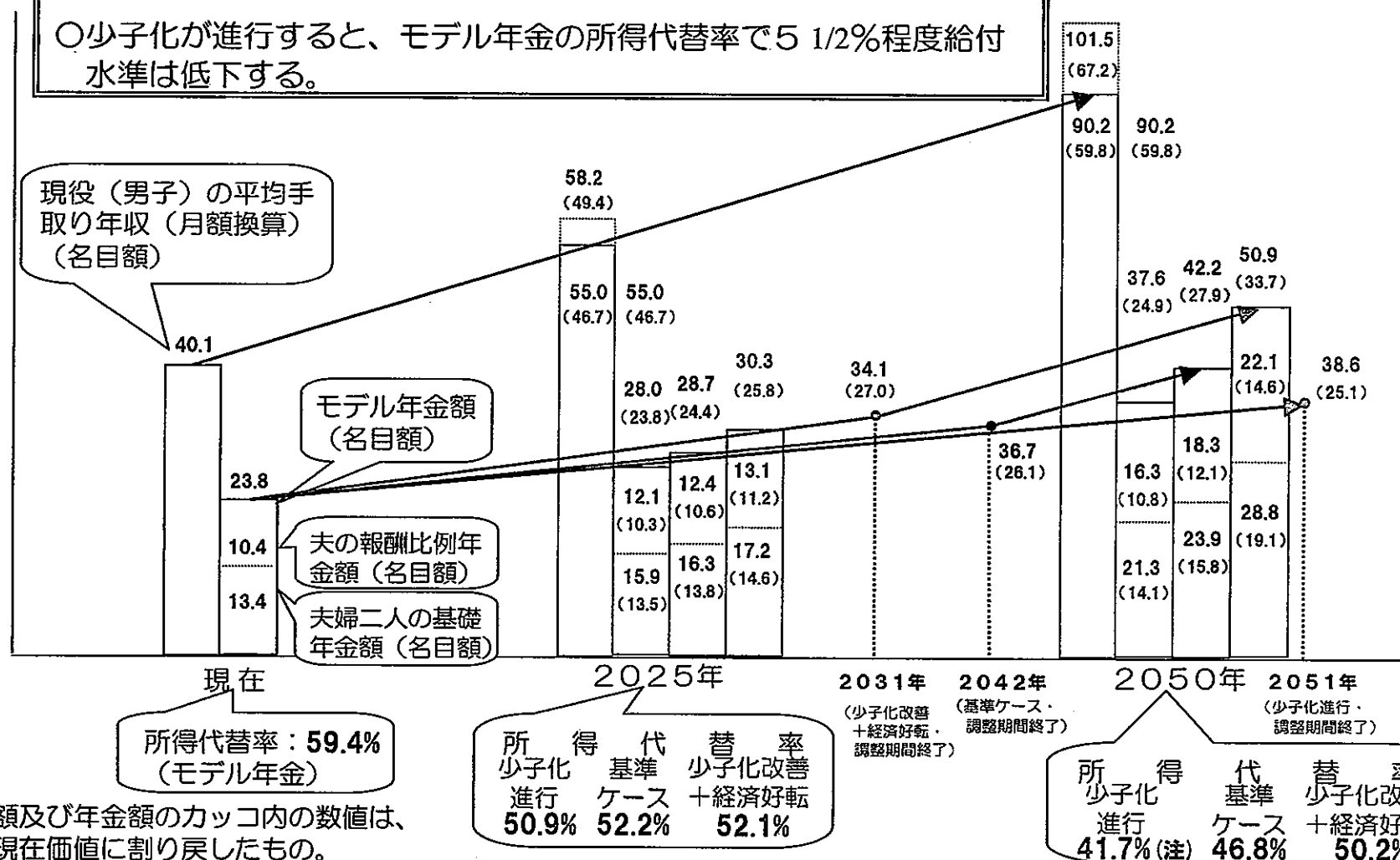
参考試算〔最終保険料率18%（永久均衡方式）〕

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み]）

- 厚生年金の最終保険料率が年収の18%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で47%程度となる。
- 社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度給付水準は上昇する。
- 少子化が進行すると、モデル年金の所得代替率で5 1/2%程度給付水準は低下する。

緑色…少子化改善+経済好転の場合
青色…基準ケースの場合
赤色…少子化進行の場合

名目金額
（万円）



（注）少子化進行ケースは2051年まで給付水準調整を行い、所得代替率は最終的に41.2%となる。

《厚生年金の最終保険料率が年収の18%の場合》

【有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度）】

	ケースⅣ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅣ－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースⅣ－イ 少子化改善	ケースⅣ－ウ 経済好転	ケースⅣ－エ 少子化進行
最終保険料率	18%	18%	18%	18%	18%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）
試算結果 ・ 給付水準調整終了年度 ・ 新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時） ・ 給付水準調整割合 （給付水準調整終了時） ・ 国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	2035年度 48.6% 《－4.2%》 17.6% 16,100円	2027年度 51.5% [＋2.9%] 12.8% 16,400円	2032年度 50.2% [＋1.6%] 14.9% 16,100円	2030年度 49.9% [＋1.3%] 15.4% 16,400円	2040年度 44.9% [－3.7%] 23.9% 16,100円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅣ）との差を示している。

参考試算〔最終保険料率18%（有限均衡方式・財政均衡期間を95年間（2005～2100年）とした場合）〕

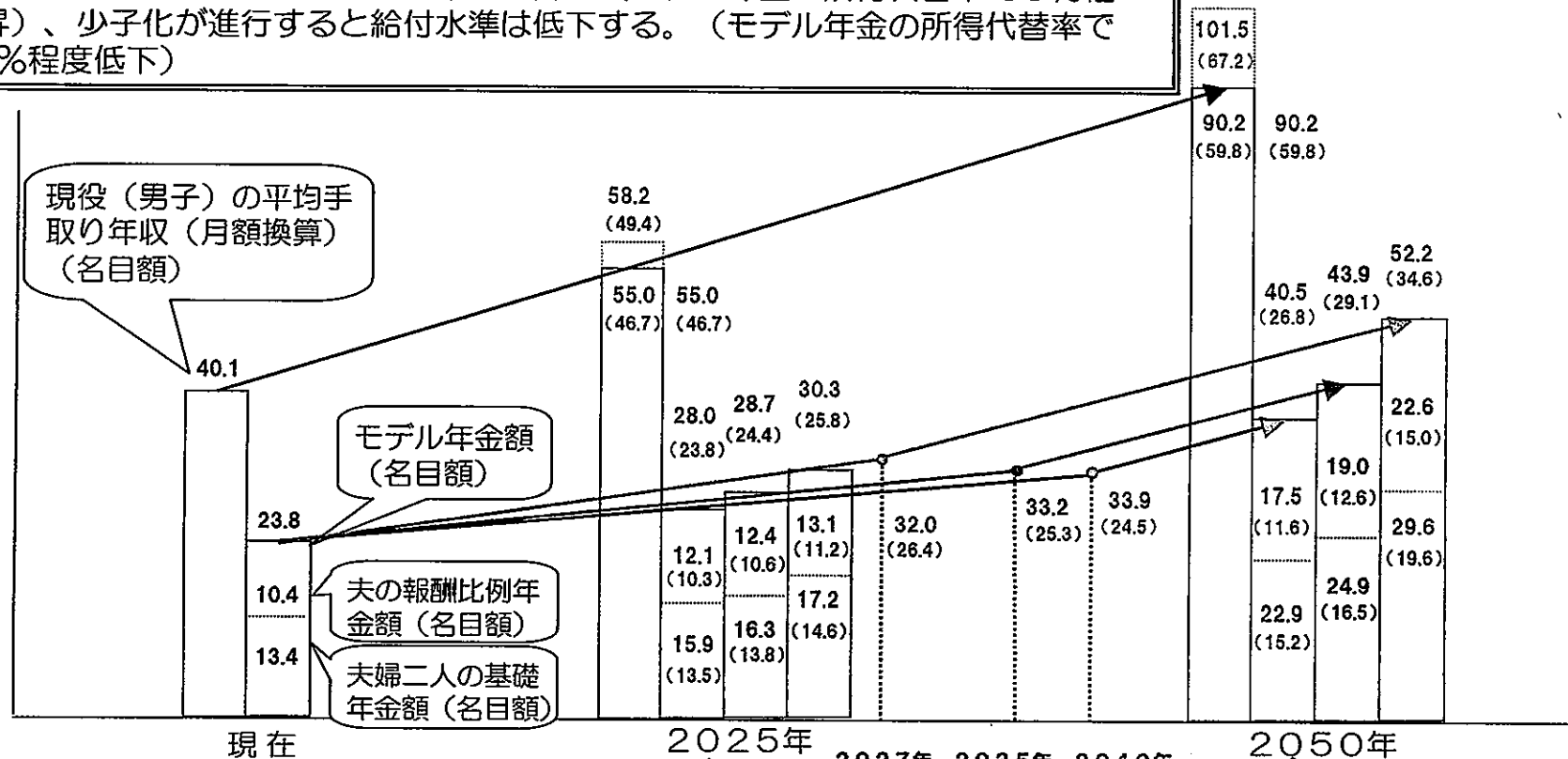
少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み]）

○給付と負担の均衡を考える期間を95年間（2100年度まで）に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式（永久均衡方式）に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。（モデル年金の所得代替率が、基準ケースで2%程度上昇）

○社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し（モデル年金の所得代替率で3%程度上昇）、少子化が進行すると給付水準は低下する。（モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度低下）

緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合
青色・・・基準ケースの場合
赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
（万円）



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
50.9% 52.2% 52.1%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
44.9% 48.6% 51.5%

《給付水準調整のペースを変更した場合（実績準拠法）》

【最終保険料率20%（永久均衡方式）】

	ケースV 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースV－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースV－イ 少子化改善	ケースV－ウ 経済好転	ケースV－エ 少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%	20%	20%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2032年度	2025年度	2027年度	2031年度	2040年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	52.0% 《－0.8%》	55.4% [＋3.4%]	54.5% [＋2.5%]	52.7% [＋0.7%]	45.3% [－6.7%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	11.9%	6.1%	7.6%	10.8%	23.2%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	18,100円	18,600円	18,200円	18,600円	17,900円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースV）との差を示している。

参考試算〔最終保険料率20%（永久均衡方式）〕

少子化の実績に準拠して給付水準調整する場合（実績準拠法）

○実績準拠法で給付水準調整した場合、実績準拠法を基本とした早期調整で調整した場合と比べ、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金でみた所得代替率で1%程度低下し52%程度となる。

○社会・経済状況が好転すると、モデル年金でみた所得代替率で3 1/2%程度給付水準は上昇する。

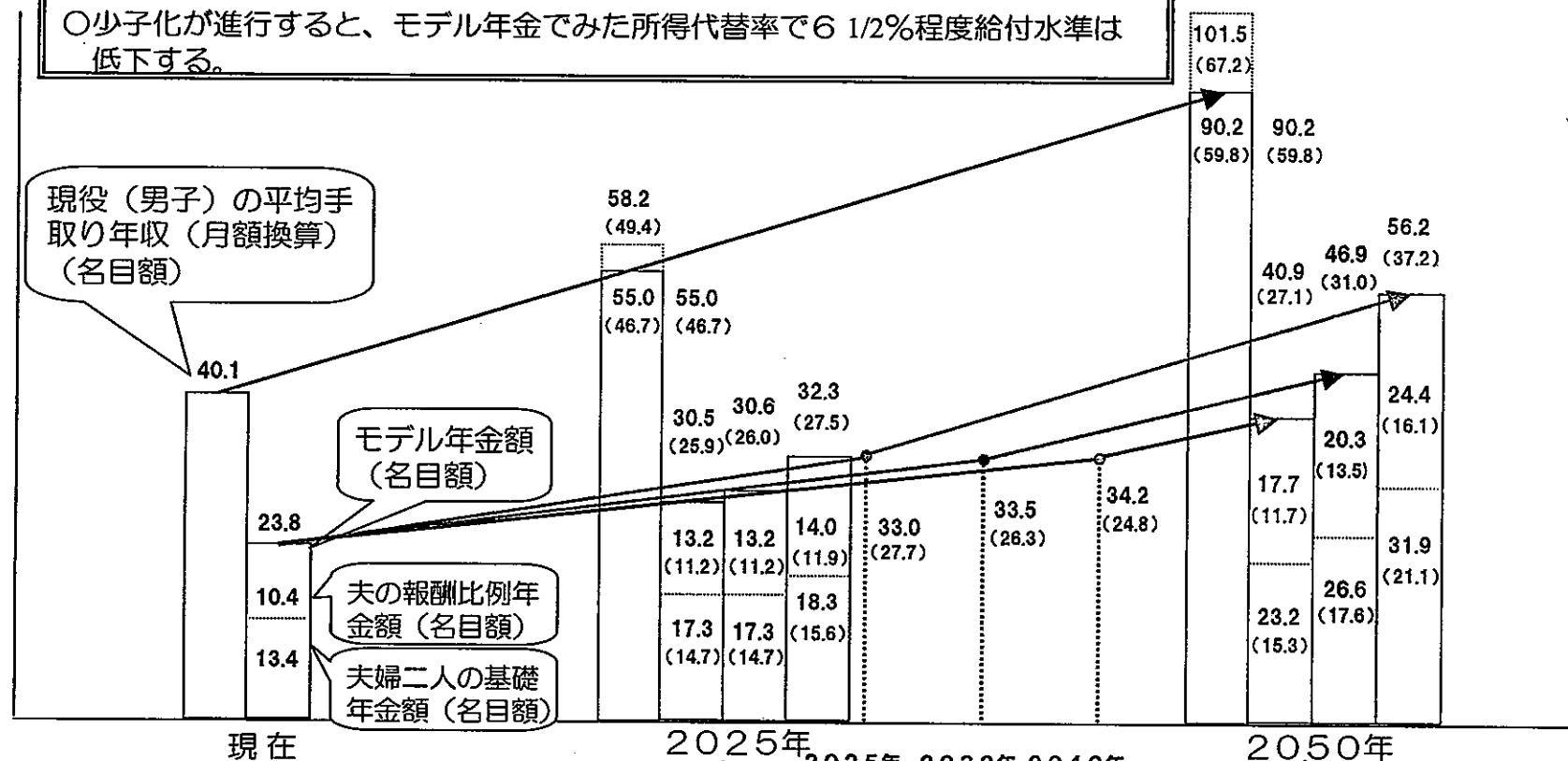
○少子化が進行すると、モデル年金でみた所得代替率で6 1/2%程度給付水準は低下する。

緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合

青色・・・基準ケースの場合

赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
（万円）



所得代替率：59.4%
（モデル年金）

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
55.5% 55.6% 55.6%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
45.3% 52.0% 55.4%

《基礎年金国庫負担割合を1／2に引き上げなかった場合（国庫負担1／3）》

【最終保険料率20％（永久均衡方式）】

	ケースVI	社会・経済 状況が好転	少子化進行
	基準ケース	ケースVI－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースVI－エ 少子化進行
最終保険料率	20％	20％	20％
国庫負担割合	3分の1	3分の1	3分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果			
・給付水準調整終了年度	2042年度	2031年度	2053年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	46.5% 《－6.3%》	50.2% [＋3.7%]	40.6% [－5.9%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	21.2%	14.8%	31.1%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	23,100円	23,500円	23,100円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースVI）との差を示している。

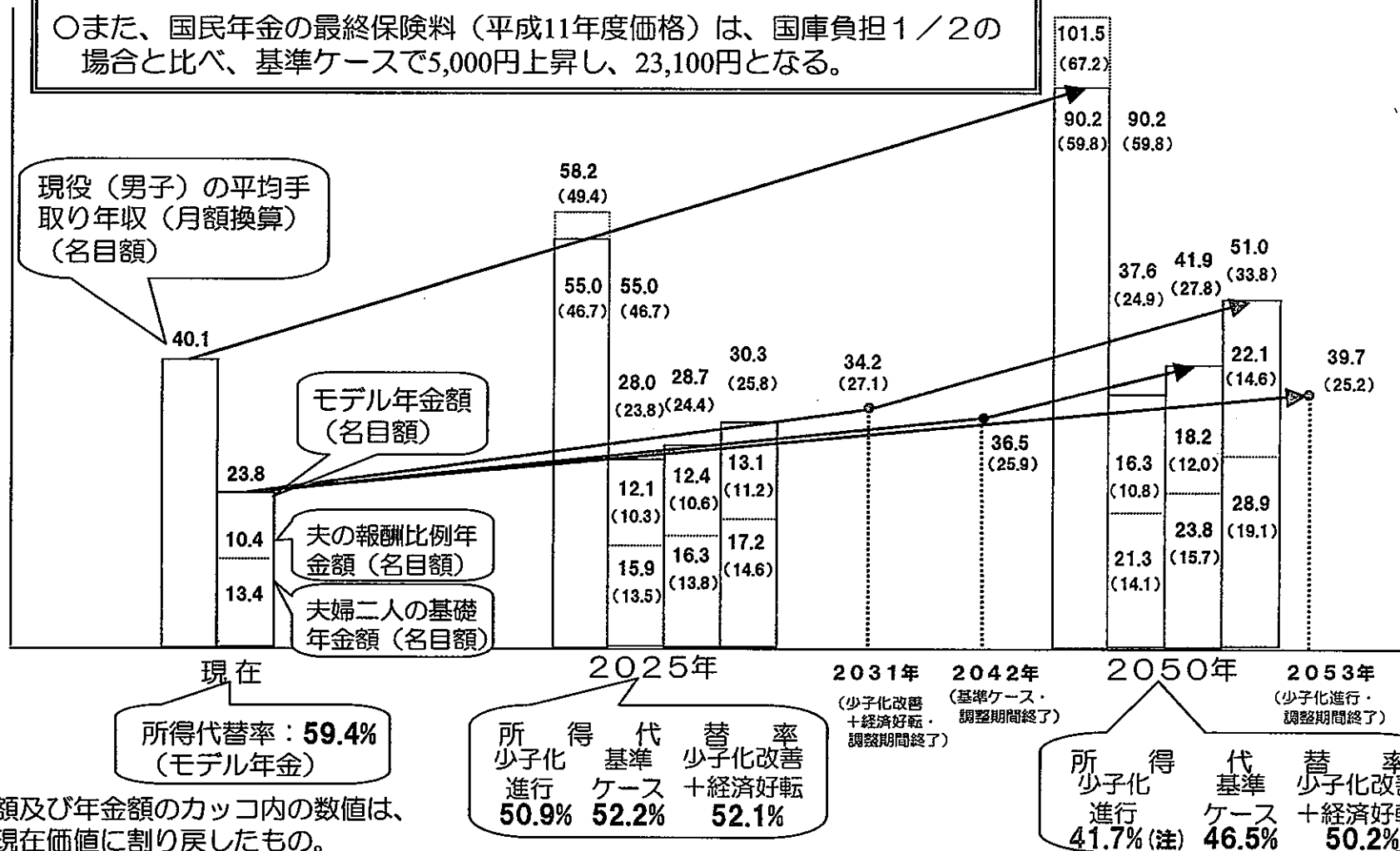
参考試算〔国庫負担割合3分の1の場合（最終保険料率20%）（永久均衡方式）〕

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整〔将来見通し平均化法並み〕）

- 厚生年金の最終保険料率が年収の20%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で47%程度となる。
- 社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度給付水準は上昇し、少子化が進行すると6%程度給付水準は低下する。
- また、国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担1/2の場合と比べ、基準ケースで5,000円上昇し、23,100円となる。

緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合
青色・・・基準ケースの場合
赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
（万円）



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

（注）少子化進行ケースは2053年まで給付水準調整を行い、所得代替率は最終的に40.6%となる。

《基礎年金国庫負担割合を1／2に引き上げなかった場合（国庫負担1／3）》

【最終保険料率20％（有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度））】

	ケースⅦ	社会・経済 状況が好転	少子化進行
	基準ケース	ケースⅦ－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースⅦ－エ 少子化進行
最終保険料率	20％	20％	20％
国庫負担割合	3分の1	3分の1	3分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）
試算結果			
・給付水準調整終了年度	2038年度	2028年度	2044年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	47.8% 《－5.0%》	51.0% [＋3.2%]	43.7% [－4.1%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	19.0%	13.5%	25.9%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	22,800円	23,200円	22,900円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅦ）との差を示している。

参考試算〔国庫負担割合3分の1の場合（最終保険料率20%）

（有限均衡方式・財政均衡期間を95年間（2005～2100年）とした場合）〕

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整〔将来見通し平均化法並み〕）

- 給付と負担の均衡を考える期間を95年間（2100年度まで）に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式（永久均衡方式）に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。（モデル年金の所得代替率が、基準ケースで1 1/2 %程度上昇）
- 社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し（モデル年金の所得代替率で3 %程度上昇）、少子化が進行すると給付水準は低下する。（モデル年金の所得代替率で4 %程度低下）
- また、国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担1 / 2の場合と比べ、基準ケースで5,200円上昇し、22,800円となる。

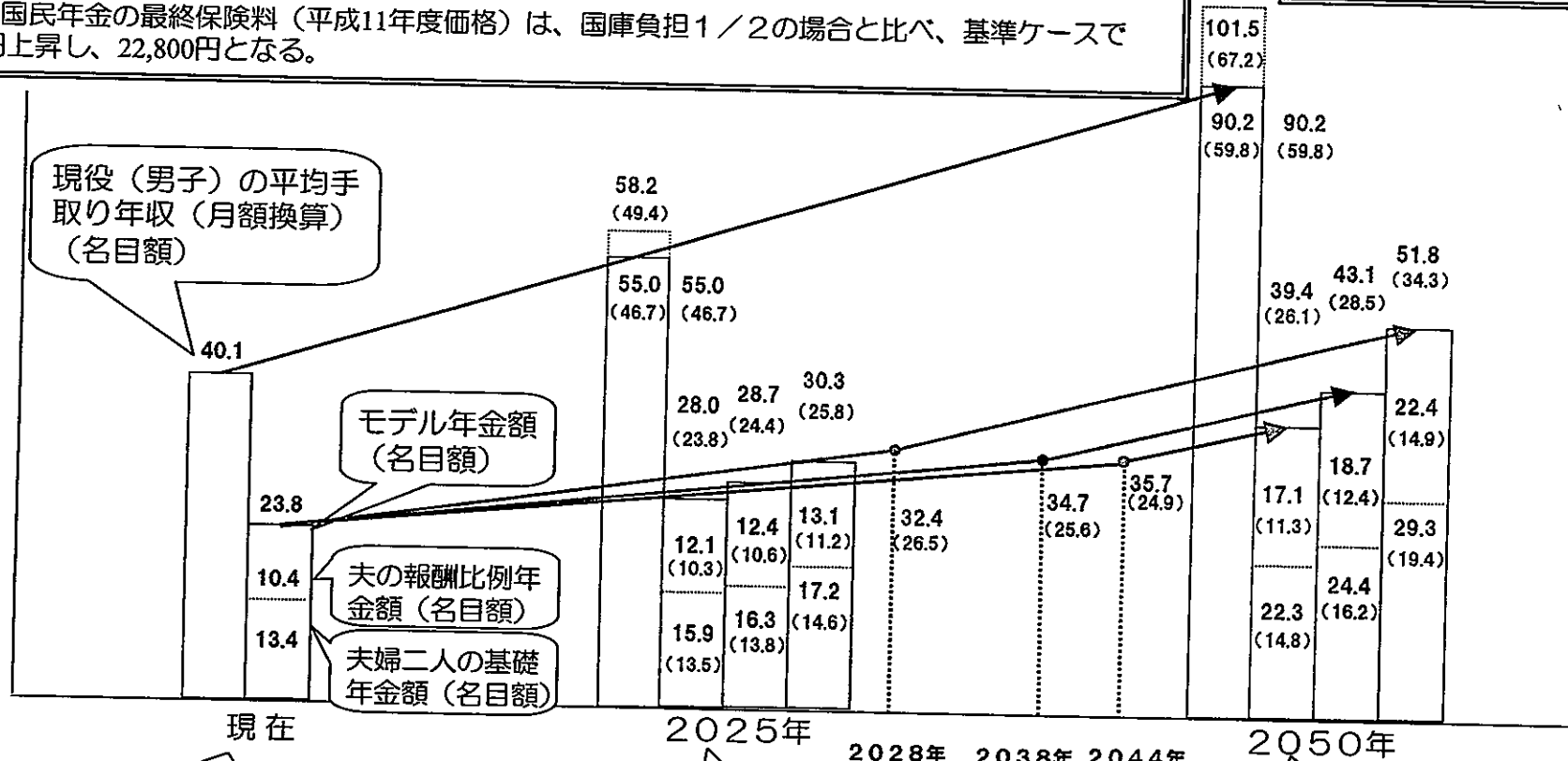
緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合

青色・・・基準ケースの場合

赤色・・・少子化進行の場合

名目金額

（万円）



所得代替率：59.4%
（モデル年金）

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
50.9% 52.2% 52.1%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース ＋経済好転
43.7% 47.8% 51.0%